

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 56 年 3 月まで
: ② 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、実父が家族全員分の国民年金保険料を地区の団体を通じて納付していたはずであり、私の分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をほぼ完納している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた夫及び実母は、申立期間に係る国民年金保険料が納付済みとされているとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする実父は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、厚生年金保険に加入する前の 52 年 1 月までの期間の保険料を完納し、その間、約 6 年にわたり付加保険料も納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、申立てのとおりに、団体による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できる上、申立人の実父が保険料の集金人であったとして具体的に名前を挙げた者が、集金人として実在していたことが確認できるなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月から同年 8 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、私の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している上、昭和 58 年度から平成 11 年度までの期間の保険料を前納しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、その妻は、「A町役場（現在は、B市）で申立期間に係る国民年金の加入手続をし、保険料を納付した。」と供述しているところ、B市では「申立期間当時、役場の窓口で納付書を交付し、出納室で保険料を納付することは可能であった。」としており、申立人の妻の供述と合致している。

加えて、申立人は、昭和 62 年 5 月から平成 16 年 2 月までの約 17 年間で、厚生年金保険に 24 期間加入しており、元年 9 月の婚姻後の 21 回にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続は申立人の妻により適切に行われていることから、申立期間のみ、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を失念したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格取得日に係る記録を昭和37年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月15日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和32年4月1日にA株式会社に採用され、平成10年2月27日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令書、在職証明書、事業主から提出された在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和37年7月15日にA社本社からA社B支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社における昭和37年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 54 年か 55 年ごろに A 市役所において、過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付できるとの説明を受け、全額ではないが内払いのつもりで、約 20 万円を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年か 55 年ごろに、申立期間に係る国民年金保険料として約 20 万円を A 市役所の窓口で納付したと主張しているが、制度上、特例納付に係る保険料は、市役所では納付できず、第 3 回特例納付の実施期間（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間）当時、同市役所において特例納付に係る保険料を収納していた事実は確認できない。

また、社会保険庁の記録上、申立人は、約 30 年の国民年金の加入期間のうち、国民年金保険料を納付している期間が全く無い上、昭和 41 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は申請免除期間であり、積極的に納付しようとする意識は、必ずしも高かったとは言い難い。

さらに、申立人と同様、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされている妻から聴取しても、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの期間及び5年4月から7年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年3月まで
② 平成5年4月から7年6月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間については、申請免除の期間ではなく、未納期間であるとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間は無職のため国民年金保険料を納付することができず、実父が私の保険料の免除申請をしていた。

申立期間当時は、実父の扶養家族となっており、私が無職の時は必ず国民年金保険料の免除申請が行われていたのに、申立期間について未納扱いとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その実父が申立期間に係る国民年金保険料の免除申請をしていたと主張しているが、申立人自身が免除手続に直接関与していない上、実父も既に死亡していることから、免除申請の時期やその方法は不明である。

また、申立期間当時、同居していた申立人の実母から聴取したものの、申立人の主張を確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市に対し、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請の受付状況等について照会したが、申立人の主張を裏付ける供述等を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録上、申立期間②のうち平成7年3月から同年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、この期間については免除申請ができない上、申立期間当時、免除申請は年度ごとに行う

こととされているところ、申立期間②について、平成5年度及び6年度のいずれの年度においても関係行政機関が事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年8月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和17年4月から約1年間、A株式会社のB事業所において、教練等を行った後、18年4月から20年8月まで同社のC事業所において、正社員として勤務した。

給与明細書等の証拠となるものは持っていないが、同社では、厚生年金保険料が給与から差し引かれていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった写真及び元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、労働者年金保険法に基づく保険料の徴収は、昭和17年6月から行われていることから、申立期間のうち、同年4月及び同年5月については、保険料が控除されることは無く、労働者年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録上、昭和20年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の事業を受け継いでいるD株式会社に照会したところ、「A株式会社は、当社の前身の企業ではあるが、法人格が違うため、A株式会社に在籍していた者の人事記録等は当社で管理しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無については確認できない。」と回答しており、申立人の勤務期間及び厚生年金

保険の加入状況を確認できる関連資料は得られなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた元同僚5人のうち、個人を特定することができた二人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ、回答を得た一人は、「役職が上位の方々に対しては、給料が支給されていたのかも知れないが、私のような職種の者に対しては、給料は支給されていなかったため、厚生年金保険料が差し引かれたことはなかったはずである。」としており、申立てを確認できる供述は得られない上、当該元同僚二人についても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した可能性があると考えられる昭和17年1月1日（当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日）から18年4月末までに同資格を取得した約1万3,700人分を調査したが、申立人の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間当時、株式会社Aに正社員として勤務しており、厚生年金保険料が給与から差し引かれていた記憶があるので、申立期間について同保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Aの後継事業所である株式会社Bの回答、申立人から提出のあった写真及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記後継事業所に対し、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入の有無について照会したところ、後継事業所では、「申立期間当時の関連資料が無く断言はできないが、申立人は修行のために勤務したので、厚生年金保険については加入させていなかったと思う。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚6人のうち回答を得た3人は、「申立人は技術の見習いに来ていた。厚生年金保険の加入の有無、保険料控除の状況については分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立人及び上記同僚は、申立期間当時の当該事業所の従業員数に

ついて、夏季は 20～30 人、冬季は約 50 人であったとしているところ、社会保険事務所の記録上、当該事業所において確認できる申立期間当時の厚生年金保険の被保険者数は、20 人を下回る人数で推移していることから、当該事業所では従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったと推測される。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は申立期間当時、株式会社Aに勤務しており、正社員として勤務していた記憶があり、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする株式会社Aは、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は「申立期間当時の関連資料が無く、厚生年金保険の加入状況は不明であるが、申立期間当時は3か月程度の試用期間があったかもしれない。」と回答しており、申立てを裏付ける関連資料及び供述は得られなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票上、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者6人に対し、当該事業所における申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について照会した結果、回答があった5人のうち3人は、「申立期間当時は、3か月から6か月くらいの試用期間があり、入社後直ちに厚生年金保険には加入できなかった。」旨供述している上、社会保

険事務所の記録上、これら3人のうち2人は、当該事業所における入社日の3か月から4か月を経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記被保険者原票上、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。